

新幹線通勤定期購入補助

【補助対象】下記の①～⑤の要件を全て満たし、**定期券の通用開始日から4カ月以内に申請できる方**が対象となります。

- ①平成23年4月から平成26年3月末までの転入者(1年以内に本市に再転入をした場合を除く)
- ②平成23年4月から平成26年3月末の間に発行された新幹線通勤定期券を購入し、通勤をしている方(川内駅を利用区間に含む定期券が対象)
- ③新幹線通勤定期券購入額から、勤務先より支給された通勤手当額を差し引いた金額が、補助金額以上となる方
- ④自治会に加入した方
- ⑤市税などの滞納のない方

【補助金額】補助金額は営業距離により異なります。

営業距離	補助額	主要駅
100キロメートル未満	1万円	鹿児島中央駅、出水駅、新水俣駅、新八代駅
100キロメートル以上200キロメートル未満	1万5千円	熊本駅、新玉名駅、新大牟田駅、筑後船小屋駅
200キロメートル以上	2万円	久留米駅、新鳥栖駅、博多駅



ゴールド集落定住促進補助

【補助対象】下記の①～③の要件を全て満たし、**1年以内に申請できる方**が対象となります。

- ①平成26年3月末までの間に補助対象のゴールド集落に市外転入または市内転居した方
- ②自治会に加入した方
- ③市税などの滞納のない方

【補助金額】

6万円 × 該当地域に転入または転居した世帯人数 +

10万円 × うち18歳未満の人数(初年度のみ加算)

※ゴールド集落って?

毎年1月1日現在の住民基本台帳に登録された65歳以上の人口割合が50%以上の自治会区域で、本市独自の呼称です。

▼平成24年度 ゴールド集落定住促進補助対象自治会(84自治会)

地域	自治会名
川内	皿山、瀬戸、楠元下、長野(平佐東)、永野段、高牧、尾原、網津中、浜田、川底上(水引)、砂岳(水引)、井上、宇都、湯ノ浦上、東手、小麦川、砂岳(滄浪)、久保、池ノ段、天神、土川、十原、新田、上野、前向(寄田)、山ノ口、役田、西川内、小川、上大迫、都合、松岡、長野(吉川)、宇都川路、下之段、湯之元、内門、三田、伊勢美山、浦小路、下町、松園【42自治会】
樋脇	下牛鼻、岩下、菖蒲ヶ段、上藤本、上牛鼻、上野下、下村、平田、上之原、子田形、杉馬場、下牟礼、鍋原、倉野上【14自治会】
入来	舟越、長野上、内之尾、小豆迫、水戸【5自治会】
東郷	城ヶ原、山之口、向江原、笹野、古里、鳥丸上、大久保、本俣、中津俣、堀【10自治会】
祁答院	矢立、中、滝間【3自治会】
上甑	桑之浦、上甑町江石、瀬上【3自治会】
下甑	岡、上、下、後迫、前迫、瀬尾【6自治会】
鹿児島	7区【1自治会】

* 中心市街地を除くゴールド集落の自治会が、ゴールド集落定住促進補助の対象地域となります。

【問合せ】=本庁企画政策課 ☎(23)5111(内線4822)

定住促進補助制度のご案内

定住住宅取得補助

【補助対象】下記の①～⑥の要件を全て満たし、**1年以内に申請できる方**が対象となります。

- ①平成23年4月から平成26年3月末までの転入者(1年以内に本市に再転入をした場合を除く)
- ②平成23年4月から平成26年3月末までの間に住宅を新築または購入した方
- ③新築または購入した住宅建物の価格が400万円以上の方
- ④新築または購入した住宅建物に5年以上定住する方
- ⑤自治会に加入した方
- ⑥市税などの滞納がない方



* 定住住宅リフォーム補助との二重申請はできません!

【補助金額】下記により加算します。

地域	補助額	加算額
里町・上甑町・下甑町・鹿児島町	150万円	
樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町 ▼川内地域のうち次の11地区 平佐東・水引・峰山・滄浪・寄田・八幡・城上・吉川・陽成・湯田・西方	100万円	①子育て加算 最高50万円 18歳未満の子ども1人につき10万円が加算されます。 ②市内業者加算 50万円 市内業者(本市に本店を有する事業者)と建築請負契約または売買契約を行っている場合のみ加算されます。
▼川内地域のうち次の8地区 隈之城・川内・平佐西・可愛・亀山・育英・永利・高来	30万円	

定住住宅リフォーム補助

【補助対象】下記の①～⑥の要件を全て満たし、**1年以内に申請できる方**が対象となります。

- ①平成23年4月から平成26年3月末までの転入者(1年以内に本市に再転入をした場合を除く)
- ②平成23年4月から平成26年3月末までの間に住宅をリフォームした方
- ③リフォームした工事代金が30万円以上の方
- ④リフォームした住宅建物に5年以上定住する方
- ⑤自治会に加入した方
- ⑥市税などの滞納がない方



* アパートなどの賃貸の集合住宅は対象外です。
* 定住住宅取得補助との二重申請はできません!
* リフォーム前後の写真がなければ対象となりません。

【補助金額】工事費の50%(ただし、地域により限度額が設定されています)

地域	補助限度額	対象となる主な工事
里町・上甑町・下甑町・鹿児島町	100万円	▶ 屋根のふき替え、塗装または補修 ▶ 外壁の張り替え、塗装または補修
樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町 ▼川内地域のうち次の11地区 平佐東・水引・峰山・滄浪・寄田・八幡・城上・吉川・陽成・湯田・西方	70万円	▶ 内壁・床・天井張り替え、補修 ▶ 畳・ふすまの取り替え ▶ 段差解消、手すり設置 ▶ 便所、風呂、洗面所、台所改修(便器、風呂釜、システムキッチンの取り替えを含む)
▼川内地域のうち次の8地区 隈之城・川内・平佐西・可愛・亀山・育英・永利・高来	20万円	▶ 上記に付随する電気配管工事など * 対象となるかは事前にお問い合わせください。



補助金の交付方法

▶ 初回申請時(1年目)

⇒ 補助金総額の50%を交付します。

▶ 継続申請時(2～6年目)

⇒ 残額を5年間で均等払いします。

2回目以降の申請については、8月～12月が申請の期間となっており、事前に文書で案内を行います。
* 定住住宅取得補助、定住住宅リフォーム補助に限りません。



Q & A

Q 転入しないと駄目なの?

A 本制度は転入を促進するための助成制度としているため、転入者でなければ対象となりません。

Q 申請書の申請者は誰でもいいの?

A 申請者はあくまで世帯の生計を維持している世帯責任者となります。

Q 土地と建物の合計が400万円だけ対象となるの?(住宅取得)

A 建物のみが400万円を超えないと対象となりません。

Q 2回目からの申請はどうすればいいの?

A 案内の文書が市からご自宅に送付されます。